

令和 2 年 藤 枝 市 議 会  
定 例 会 1 1 月 定 例 月 議 会 議 案

令和 2 年 1 1 月 2 4 日  
藤 枝 市 長

## 目 次

議案番号	議案名	頁
第 9 1 号 議 案	令和 2 年度藤枝市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
第 9 2 号 議 案	第 6 次藤枝市総合計画基本構想について	1 (別冊)
第 9 3 号 議 案	藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例	2
第 9 4 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
第 9 5 号 議 案	藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
第 9 6 号 議 案	藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
第 9 7 号 議 案	藤枝市地区交流センター条例の一部を改正する条例	6
第 9 8 号 議 案	藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例	7
第 9 9 号 議 案	藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	8
第 1 0 0 号 議 案	れんげじスマイルホールの指定管理者の指定について	10
第 1 0 1 号 議 案	志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者の指定について	11
第 1 0 2 号 議 案	藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者の指定について	12
第 1 0 3 号 議 案	市有財産の取得について（有害鳥獣減容処理装置）	13

第 6 次藤枝市総合計画基本構想について

第 6 次藤枝市総合計画基本構想を別冊のとおり定めるため、藤枝市議会基本条例（平成26年藤枝市条例第 1 号）第 1 3 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和36年藤枝市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 令和2年12月に支給する期末手当の額に係る改正後の藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の167.5」とする。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 令和2年12月に支給する期末手当の額に係る改正後の特別職の職員の給与に関する条例第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは「100分の222.5」とする。

藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 令和2年12月に支給する期末手当の額に係る改正後の藤枝市職員の給与に関する条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」とする。

藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤枝市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（期末手当の額の特例）

2 令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当の額について第 1 7 条において準用する給与条例第 1 7 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 3 0」とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

藤枝市地区交流センター条例の一部を改正する条例

藤枝市地区交流センター条例（平成29年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「藤枝市下之郷107番地の1」を「藤枝市上藪田759番地」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例

藤枝市印鑑条例（昭和52年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条に次の 1 項を加える。

- 4 前 3 項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、自ら多機能端末機（民間事業者が設置する端末機で、市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。）に暗証番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第 3 3 条第 1 項の暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

## 藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

藤枝市国民健康保険税条例（昭和32年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「150,000円」を「15万円」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の藤枝市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

れんげじスマイルホールの指定管理者の指定について

れんげじスマイルホールの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 れんげじスマイルホール  
指定管理者 東京都渋谷区宇田川町16番4号  
株式会社ティップネス  
代表取締役社長 酒巻 和也  
指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者の指定について

志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 志太・榛原地域救急医療センター  
指定管理者 藤枝市瀬戸新屋362番地の1  
公益社団法人志太・榛原地域救急医療対策協会  
理事長 堀尾 惠三  
指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者の指定について

藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市駅南自転車駐車場  
指定管理者 藤枝市駅前二丁目7番26号  
株式会社まちづくり藤枝  
代表取締役 栗田 隆生  
指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

市有財産の取得について（有害鳥獣減容処理装置）

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 名称及び数量 | 有害鳥獣減容処理装置 1台                                       |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 | 取得金額   | 30,140,000円   |
| 4 | 取得の相手方 | 静岡県榛原郡川根本町東藤川1360番地<br>有限会社芹澤微生物研究所<br>代表取締役 芹澤 順三郎 |

# 令和２年藤枝市議会定例会 11月定例会月議会 議案提案理由書（第92号議案～第103号議案）

## 第92号議案

本市は、平成22年に本年度を目標年度とした第5次の基本構想を定め、市政運営の指針としてまいりましたが、更に総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、新たに令和12年度を目標年度とした第6次の基本構想を定めるものであります。

## 第93号議案

本年10月7日付けの人事院勧告に準じて国家公務員に対する給与の改定措置が行われることに伴い、藤枝市議会議員の期末手当を改正するものであります。

## 第94号議案

本年10月7日付けの人事院勧告に準じて国家公務員に対する給与の改定措置が行われることに伴い、特別職の職員の期末手当を改正するものであります。

## 第95号議案

本年10月7日付けの人事院勧告に準じて国家公務員に対する給与の改定措置が行われることに伴い、本市職員の期末手当を改正するものであります。

## 第96号議案

本年10月21日付けの静岡県人事委員会勧告に準じ、会計年度任用職員の期末手当を改正するものであります。

## 第97号議案

新たな葉梨地区交流センターへの移転に伴い、令和3年1月1日に所在地の変更を行うものであります。

## 第98号議案

市民の利便性向上に向け、民間事業者が設置する多機能端末機から、個人番号カードを使用して印鑑登録証明書を交付できるよう改正するものであります。

#### 第 99 号議案

地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、国民健康保険税の軽減判定に用いる総所得金額の算定方法を改正するものであります。

#### 第 100 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日かられんげじスマイルホールの管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

#### 第 101 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から志太・榛原地域救急医療センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

#### 第 102 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から藤枝市駅南自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

#### 第 103 号議案

有害鳥獣の捕獲者の負担軽減、及び衛生処理等を図るため、有害鳥獣減容処理装置を 1 台取得するものであります。本年 10 月 20 日に一般競争入札を実施した結果、有限会社芹澤微生物研究所が入札額 27,400,000 円で落札したので、これに消費税 2,740,000 円を加算した金額で売買契約を締結するものであります。

取得する処理装置は、来年 3 月 20 日までに納入を予定しております。